

<産業廃棄物処分委託契約者 各位>

トリクロロエチレンの基準を 平成 28 年 9 月 15 日から強化しました！

日頃から大阪湾広域臨海環境整備センターを御利用いただき、厚く御礼申し上げます。
当センターでは、適正な廃棄物の埋立処分を行うため、廃棄物の契約申込時に当センターの受入基準に適合していることを廃棄物の分析結果を提出いただくことにより確認しています。

このたび、環境省において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部改正、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正が行われたことを受け、当センターでは下記のとおりトリクロロエチレンの判定基準を改正しました。

つきましては、改正後の廃棄物の受入れが円滑に進みますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

記

1. 対象となる廃棄物の種類

判定基準が適用される産業廃棄物

(上水汚泥、下水汚泥、燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、シュレッダーダスト、その他の産業廃棄物)

2. 対象となる項目

トリクロロエチレン

3. 改正内容

	センター判定基準	(参考) 廃棄物処理法基準
現行基準値	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下
新基準値 (H28.9.15～)	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

4. 改正後の判定基準の適用開始日

平成 28 年 9 月 15 日

5. その他

契約申込のための分析検査や自主的な分析検査で判定基準値の超過が確認された場合には、速やかに本社業務課まで連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

大阪湾広域臨海環境整備センター 本社 業務課
〒530-0005 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号
(大阪中之島ビル 9 階)

TEL 06-6204-1722

E-mail gyoumu@osakawan-center.or.jp